



鳥取県公報

平成13年 9月 7日(金)
第 7 3 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (523) (市町村振興課)	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (524) (耕地課)	2
	森林病虫害の駆除命令 (525) (森林保全課)	2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (526) (")	2
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (527) (都市計画課)	3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (64)	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	4

告 示

鳥取県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による米子市蚊屋土地区画整理組合が行う米子市蚊屋土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 9月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年8月8日現在の地番による。）
大字蚊屋字清水	大字蚊屋字清水のうち301の9の一部、301の10の一部、301の14の一部、301の17の一部、559の一部、561の1から561の3までの一部、562の一部、563の3の一部、563の4、563の5、563の12の一部、563の13から563の15まで、563の16の一部、563の17、563の18、564の1の一部、564の2、565の1の一部、565の2、566の一部、567の一部以外の区域 大字蚊屋字下亀田300の6 大字蚊屋字南亀田314の一部及びこれと一体をなす国有地
大字蚊屋字下亀田	大字蚊屋字清水301の9の一部、301の10の一部、301の14の一部、301の17の一部、559の一部、561の1から561の3までの一部、562の一部、563の3の一部、563の4、563の5、563の12の一部、563の13から563の15まで、563の16の一部、563の17、

	563の18、564の1の一部、564の2の一部、567の一部 大字蚊屋字下亀田のうち300の6以外の区域
大字蚊屋字南亀田	大字蚊屋字清水564の1の一部、564の2の一部、565の1の一部、565の2、566の一部、567の一部 大字蚊屋字南亀田のうち314の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、富海土地改良区の定款の変更を平成13年9月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第525号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間**(1) 区域**

倉吉市、米子市、岩美郡岩美町及び福部村、東伯郡泊村並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成13年9月21日から平成14年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第526号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市、岩美郡福部村、東伯郡北条町、大栄町及び赤碕町並びに西伯郡岸本町、淀江町、名和町及び中山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成13年9月21日から平成14年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

（「別紙」は省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第527号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成9年4月18日から平成14年3月31日まで

2 施行地区

変更なし

3 事務所の所在地

米子市西福原九丁目6 - 26

- 4 設立認可の年月日
平成9年4月15日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示場及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日
平成13年9月3日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第64号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成13年9月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,777
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,942
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,455
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,608
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,135
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,957
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,985
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,705
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,056
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,201
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,038
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,806

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年9月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道依原青谷線地方特定道路整備工事 (高架橋上部工 P 4 ~ P 8)
(2) 工 事 場 所 気高郡青谷町大字青谷
(3) 工 事 内 容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により一般県道依原青谷線の高架橋上部工を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設 計 荷 重 : B 活荷重

上部工型式 : 連続プレテンション方式 P C 連結 T^{けた}桁橋

橋 長 : L = 81.3m

支 間 長 : 20.33m + 20.33m + 20.33m + 20.33m

幅 員 : 全体 W = 14.00m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 3.50m × 2)

平 面 線 形 : 直線

架 設 工 法 : クレーン架設

- (5) 工 期 平成13年10月から平成14年3月20日まで
(6) 予 定 価 格 197,713,950円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。) の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。
カ 平成13年9月7日 (金) から同月20日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
キ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更正手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手

続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成4年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年9月7日(金)から同月20日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市菟町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものと

する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

